

近江学園児童短期入所事業利用契約書 新旧対照表

新	旧	備考
近江学園児童短期入所事業利用者（以下「利用者」という。）と滋賀県知事 三日月大造（以下「事業者」という。）は、利用者が滋賀県立近江学園（以下「施設」という。）の短期入所サービス（以下「サービス」という。）について、次のとおり契約を締結します。	近江学園児童短期入所事業利用者（以下「利用者」という。）と滋賀県知事 三日月大造（以下「事業者」という。）は、利用者が滋賀県立近江学園（以下「施設」という。）の短期入所サービス（以下「サービス」という。） を利用し、それに対する利用料を事業者に支払うこと について、次のとおり契約を締結します。	変更
（ <u>契約の目的</u> ）	（目的）	変更
第1条 この契約は、利用者が可能な限り、その地域において日常生活を営むことができるよう、事業者が 利用者に対して児童福祉法および障害者総合支援法の趣旨に従ってサービスを提供するものであり、 <u>利用者と事業者の双方の理解と合意のもとに、サービスが提供されることを目的とします。</u>	第1条 この契約は、利用者が可能な限り、その地域において日常生活を営むことができるよう、事業者が 利用者に対して児童福祉法および障害者総合支援法の趣旨に従ってサービスを提供し、 利用者は、事業者に対しそのサービスに対する料金を支払います。	変更
（ <u>契約期間</u> ）	（期間）	変更
第2条 この契約の期間は、20 年 月 日から、20 年 月 日までとします。 <u>ただし、本契約満了日の1箇月前までに利用者、事業者いずれかから別段の意思表示がない場合には、本契約は1年間更新されるものとし、以降も同様とします。</u>	第2条 この契約の期間は、20 年 月 日から、20 年 月 日までとします。	変更
2 毎年度 7 月末日までに利用者から事業者に対して障害福祉サービス受給者証（以下「受給者証」という）の写しの提出がない場合にあっては、前項の規定にかかわらず本契約は既に提出された受給者証に記載の有効期限をもって終了したものとします。	（なし）	追加

<u>3</u> (略) 第3条 4 事業者は、利用児童または他の利用者の生命および身体を保護するため、緊急かつやむを得ない場合を除き、利用児童の行動を制限する行為を行いません。 第4条 利用者は、第3条に定めるサービスに対して、市町が定める介護給付費、利用者負担額および利用者が負担すべき実費(重要事項説明書に記載)を事業者に支払います。 ただし、介護給付費については、事業者が市町から代理受領するため、利用者が直接支払う必要はありません。 第6条 (4)施設が障害福祉サービス事業所の指定を受けなくなったとき。 第10条 事業者は、利用児童に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに利用者に連絡を行うとともに、医療機関の受診等の必要な対応を行います。 第11条 事業者は、サービスの提供時に事故が発生した場合は、速やかに利用者に連絡を行うとともに、必要な対応を行います。 (その他) 第14条 この契約に定めない事項について疑義が生じた時は、関係法令および関係諸規定に従う他、利用者と事業者が信義に従い誠実に協議して	2 (略) 第3条 4 事業者は、利用児童または他の利用者の生命または身体を保護するため、緊急かつ止むを得ない場合を除き、利用児童の身体を拘束したり行動を制限する行為を行いません。 第4条 利用者は、第3条に定めるサービスに対して、市町が定める介護給付費、利用者負担額および利用者が負担すべき実費(重要事項説明書に記載)を事業者に支払います。 ただし、介護給付費については、事業者が市町から代理して受領しますから、利用者が直接支払う必要はありません。 第6条 (4)施設が事業者の指定を受けなくなったとき。 第10条 事業者は、利用児童に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに利用者および実施機関に連絡を行うとともに、医療機関の受診等の必要な対応を行います。 第11条 事業者は、サービスの提供によって事故が発生した場合は、速やかに関係市町および利用者に連絡を行うとともに、必要な対応を行います。 (契約に定めのない事項) 第14条 この契約に定めない事項については、関係法令および関係諸規定に従う他、利用者と事業者が信義に従い忠実に協議して決定します。	変更 変更 変更 変更 変更 変更 変更 変更
---	---	---

決定します。

この契約の成立を証するために、契約書2通を作成し、利用者および事業者が記名押印のうえ、それぞれ1通を所持します。

利用者	住 所	
	氏 名	(扶養義務者) 印
	利用児童	

この契約の成立を証するために、契約書2通を作成し、利用者および事業者が押印のうえ、それぞれ1通を所持します。

利用者	住 所		
	氏 名	(扶養義務者) 印	(扶養義務者) 印
	利用児童		

変更

変更